

小規模企業向け設備投資の支援

(商工振興課)

☎ 23-7091

財・やぎ産業振興機構では、小規模企業者が経営基盤の強化に必要な機械設備を導入する際、「貸付」と「貸与」という二つの制度で支援を行っています。

貸付制度は、設備資金の二分の一を貸し付けし、貸与制度は、希望する設備を有利子で貸与します。

申し込みから決定までは、現地調査や審査委員会などによる審査が必要となります。

申し込みから決定までは、現地調査や審査委員会などによる審査が必要となります。

貸付制度は、設備資金の二分の一を貸し付けし、貸与制度は、希望する設備を有利子で貸与します。

申し込みから決定までは、現地調査や審査委員会などによる審査が必要となります。

貸付制度は、設備資金の二分の一を貸し付けし、貸与制度は、希望する設備を有利子で貸与します。

【小規模企業向け設備投資支援制度】

	設備資金貸付事業	設備貸与事業
制度概要	設備導入資金の2分の1以内を無利子で貸し付けます	便利な長期、低利の「割賦」と「リース」があります
限度額	4,000万円以内	6,000万円以内
返済期間	3~7年	

助みやぎ産業振興機構・金融支援課	☎ 022-225-6636	次の一~③の要件をすべて満たす人
①企業等に勤務し、宮城県内に住所か勤務先がある人	②原則二十歳以上、勤続年数一年以上、前年税込み収入が百五十万円以上の人	③東北労働金庫の審査基準を
①企業等に勤務し、宮城県内に住所か勤務先がある人	②原則二十歳以上、勤続年数一年以上、前年税込み収入が百五十万円以上の人	③東北労働金庫の審査基準を

東北労働金庫宮城県本部	☎ 0120-1919-62	宮城県では、東日本大震災で被災した労働者を対象に、東北労働金庫と提携し生活資金の融資制度を実施しています。
東北労働金庫各支店	☎ 022-211-2771	東北労働金庫と提携し生活資金の融資制度を実施しています。

労災者向け地震災害特別融資

(商工振興課)

☎ 23-7091

宮城県では、東日本大震災で被災した労働者を対象に、東北労働金庫と提携し生活資金の融資制度を実施しています。

東北労働金庫と提携し生活資金の融資制度を実施しています。

労災年金受給者定期報告期限延長

(古川労働基準監督署)

☎ 022-211-2

労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提出期限が六月三十日から八月三十一日に延長されました。

大崎市を含む特定被災区域に所在している人

※添付書類(診断書、戸籍)

次の要件を満たす事業者①大崎市を含む特定被災区域に所在している事業者②震災により損壊などの被害が生じたことで休業または事業を縮小していること③震災前の直近の賃金と比べ二分の一未満(労働者一人当たりの一ヶ月の賃金)になつていること

労働保険料などの免除の特例

(宮城労働局労働保険徴収課)

☎ 022-299-8842

震災で被災した事業主で一定の要件を満たす場合、労働保険料などの免除を受けることができます。

●対象者

市では、木造住宅の耐震診断を実施しています。强度重なる地震で強度が落ちていることもあります。この機会に、耐震診断で耐震性を確かめてみてください。

●費用

八千円(二百m²超の場合は、延べ床面積により自負負担額が加算されます)

●申込

七十戸(先着順)

昭和五十六年五月三十日以前に建築された三階建てまでの木造住宅

昭和五十六年五月三十日以後ベニヤ板張りの場合は、延べ床面積により自負負担額が加算されます)

木造住宅の耐震に関する相談建物住宅課で随時行っています。この機会にご相談ください。

●対象者

建築住宅課

☎ 23-8057

木造住宅の耐震診断・耐震相談

(建築住宅課)

☎ 022-299-8842

市では、木造住宅の耐震診断を実施しています。强度重なる地震で強度が落ちていることもあります。この機会に、耐震診断で耐震性を確かめてみてください。

●対象者

市は「大崎市住宅リフォーム助成事業」を創設し、市民が所有し居住する住宅を、市の施工業者を利用して住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を助成します。

●申請できる人

次の要件をすべて満たす人

●対象となる工事の種類

住宅の安全性、耐久性および居住性を向上させるための工事

●費用

八千円(二百m²超の場合は、延べ床面積により自負負担額が加算されます)

●申込

建築住宅課

☎ 23-8057

住宅リフォーム助成事業

(建築住宅課)

☎ 022-299-8842

市は「大崎市住宅リフォーム助成事業」を創設し、市民が所有し居住する住宅を、市の施工業者を利用して住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を助成します。

●申請できる人

次の要件をすべて満たす人

●対象となる工事の種類

住宅の安全性、耐久性および居住性を向上させるための工事

●費用

八千円(二百m²超の場合は、延べ床面積により自負負担額が加算されます)

●申込

建築住宅課

☎ 23-8057

住宅リフォーム助成事業

(古川労働基準監督署)

☎ 022-211-2

市は「大崎市住宅リフォーム助成事業」を創設し、市民が所有し居住する住宅を、市の施工業者を利用して住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を助成します。

●申請できる人

次の要件をすべて満たす人

●対象となる工事の種類

住宅の安全性、耐久性および居住性を向上させるための工事

●費用

八千円(二百m²超の場合は、延べ床面積により自負負担額が加算されます)

●申込

建築住宅課

☎ 23-8057

災害ごみ一時保管所

(環境保全課)

☎ 23-6074

修理も含みます。ただし、国・県・市の補助金、交付金(被災者生活再建支援制度の住宅再建方法に応じて支給する加算支援金、住宅の応急修理など)を受けない工事に限ります。

●助成の要件

次の①~③の要件をすべて満たす工事

●助成の要件

建設事業者は、市内に本社機能を有する法人、または市内に住所がある個人事業者に限ります。

●申込方法

建設住宅課に備え付けの申請書(市ウェブサイトから入手)に必要事項を記入し、必要な書類を添えて受付会場へ持参。

●補助率

補助対象工事費用の10%(限度額二十万円)

災害ごみ一時保管所

(古川労働基準監督署)

☎ 23-6074

地域	場所	7月の受け入れ日	受け入れ品目
古川	岩出山上野目字朴木欠地内(日東電工跡向い)	毎週日曜日・水曜日を除く日	家屋廃材(「かやぶき屋根のかや」も可)、土壁、石膏ボード類、アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの(スレート瓦など)
	鶴江合(石田工業団地内)	毎週日曜日および第2・4土曜日を除く日	瓦、コンクリートブロック類
松山	駿前市営住宅跡地	毎週金曜日・土曜日を除く日	畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類
	海洋センター隣接地	毎週金曜日・土曜日を除く日	家屋廃材(木材、木くず)
三本木	総合支所総務課	毎週金曜日・土曜日を除く日	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、